

直島町国土強靱化地域計画

直島町

令和7年3月

目 次

第 1 章	計画の位置づけ	1
第 1 節	策定趣旨	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画対象区域	1
第 2 章	基本的な考え方	2
第 1 節	基本目標	2
第 2 節	事前に備えるべき目標	2
第 3 節	基本的な方針	2
第 3 章	町の地域特性及び災害想定	4
第 1 節	町の地域特性	4
第 2 節	対象とする自然災害(想定リスク)	5
第 4 章	脆弱性評価及び対応案	15
第 1 節	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	15
第 2 節	脆弱性の評価結果及びその対応策	17
第 3 節	指標	35
第 5 章	本計画の推進	39
第 1 節	町その他の計画等の見直し	39
第 2 節	本計画の進捗管理	39

第1章 計画の位置づけ

第1節 策定趣旨

平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るため防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、大規模自然災害に備えた国土の強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

国が平成26年6月に策定した「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」においては、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて国土の強靱化に取り組むことを求めている。

直島町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、基本計画や香川県が平成27年12月に策定した「香川県国土強靱化地域計画(以下「県計画」という。)」との調和を図るとともに、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと、直島町における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定する。

第2節 計画期間

本計画内容は、基本計画に準じて概ね5年ごとに見直し・修正を行う。

計画期間については、第5次直島町総合計画との調和を図り、整合性を保つため、第5次直島町総合計画の前期基本計画の終期と合わせることとし、次のとおりとします。

＜計画期間＞ 令和7年3月から令和12年3月まで

第3節 計画対象区域

＜計画対象区域＞ 直島町全域

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となることが考えられるため、国・県・近隣自治体等と連携・協力を考慮することとする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 町民の生命を守る
- ② 町と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

（３） 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

（４） 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 町の地域特性及び災害想定

第1節 町の地域特性

(1) 位置・地形

本町は、瀬戸内海国立公園区域内にあり、香川県高松市の北方約13km、岡山県玉野市の南方約3kmに位置し、面積は14.21km²、直島、牛ヶ首島、屏風島、喜兵衛島、家島、向島など大小27の島々により穏やかな瀬戸内の多島美を形成している群島の町である。

(2) 地質

直島全島は、黒雲母花崗岩が基盤になっている。本島以外の島々は、その大半が1つの山塊の水没で出来ているが、本島では南部から姫泊山、京ノ山、地藏山、チキリ峰、風戸山の5つの山塊に分かれており、それらの間には東西と南北の2方向に直交した軸に沿って、大小の構造谷が縦横に発達し、谷の末端にはそれぞれ沖積層の海岸平地が開けている。

(3) 気象

本町に最も近い気象観測所である高松地方気象台（香川県高松市）での令和6年の降水量と気温は次のとおりである。梅雨時と夏から秋にかけて襲来する台風による被害を受けることが多い。また、気温は35年ほど前は年平均15℃前後であったが直近では3℃ほど上昇しており、降水量は年単位ではばらつきはあるが長期的には増加傾向にはない。

	降水量 (mm)		気温 (℃)				降水量 (mm)		気温 (℃)		
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低		合計	日最大	日平均	日最高	日最低
1月	22.5	6.0	6.9	11.0	2.9	7月	154.5	44.0	29.5	33.7	26.0
2月	119.5	21.5	7.6	11.5	4.0	8月	108.0	51.0	30.6	35.6	27.0
3月	125.5	31.0	9.9	14.0	5.8	9月	55.5	53.5	28.5	33.1	24.9
4月	107.5	35.5	17.3	22.1	13.2	10月	84.0	16.5	21.6	25.5	18.2
5月	173.5	85.5	19.3	24.2	14.8	11月	74.0	29.5	14.6	18.5	11.0
6月	268.0	73.5	23.7	28.1	20.1	12月	2.0	1.0	8.2	12.3	4.4
合計 (令和6年)							1294.5	85.5	18.1	22.5	14.4
合計 (昭和63年)							1174.0	98.5	15.3	19.7	11.1
合計の差							120.5	-13.0	2.8	2.8	3.3

※気象庁HP資料より抜粋

(4) 人口（将来推計）

本町の人口は、昭和 34 年(1959 年)の 7,842 人をピークに減少に転じ、令和 2 年(2020 年)の国勢調査では 3,103 人となっている。

将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、直島町人口ビジョン(平成 27 年 10 月策定)において、令和 27 年(2045 年)には 1,963 人になると見込まれている。

また、年齢区分別の人口は、14 歳以下人口や 15 歳～64 歳の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の人口は増加しており、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は、昭和 55 年(1980 年)の 11.4%が令和 2 年(2020 年)には 33.4%に上昇している。今後の推計では、令和 27 年(2045 年)に 37.1%まで上昇すると見込まれている。

第 2 節 対象とする自然災害（想定リスク）

本町において対象とする自然災害に関しては

- ① 南海トラフ巨大地震の今後 30 年以内の発生確率が 80%程度となっていること
- ② 近年、台風・局地的な集中豪雨による大規模な風水害が頻発していること
- ③ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

などから次のリスクを想定する。

自然災害の種類	想定する規模等
南海トラフ巨大地震	香川県南海トラフ巨大地震被害想定で公表されたマグニチュード 9 クラスの海溝型地震と津波災害等を想定する。
台風・局地的な集中豪雨による大規模な風水害	大雨や高潮による内水氾濫(水路から水があふれて浸水する)を想定する。
複合災害	台風が連続して襲来する場合や、南海トラフ巨大地震で被災し、復旧段階の状況で異常気象等による災害の発生を想定する。

(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く、深さ 4,000m 級の南海トラフと呼ばれる海溝を震源とする地震であり、過去にも 100 年から 150 年に 1 度ほどの頻度で南海トラフを震源とする地震が発生しており、今後 30 年以内に 80%程度の確率で起こるとされている。

本町の場合、震度 5 弱の揺れが想定され、地震発生から 31 分後に直島港で、32 分後に積浦漁港で、42 分後に宮浦港で±20cm の海面変動が起こる。また、各港での最大水位は、直島港で 2.7m、積浦漁港で 2.4m、宮浦港で 3.1m と想定されている。

なお、「香川県地震・津波被害想定（第四次）」による、本町に関する結果を次に示す。

・南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害一覧

建物被害（全壊）（冬 18 時）					
揺れ （棟数）	液状化 （棟数）	津波 （棟数）	急傾斜地崩壊 （棟数）	地震火災 （棟数）	合計 （棟数）
20	20	*	*	*	40

人的被害（死者数）（冬深夜）					
建物倒壊 （人）	津波 （人）	急傾斜地崩壊 （人）	火災 （人）	ブロック塀等 （人）	合計 （人）
*	30	*	*	*	30

人的被害（負傷者数）（冬深夜）					
建物倒壊 （人）	津波 （人）	急傾斜地崩壊 （人）	火災 （人）	ブロック塀等 （人）	合計 （人）
30	120	*	*	*	150

人的被害（自力脱出困難者・要救助者）	
揺れに伴う自力脱出困難者 （人）	津波による要救助者 （人）
*	*

ライフライン被害					
上水道		下水道		電力	
断水人口 （人）	断水率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	停電件数 （軒）	停電率 （％）
3,200	100	3,200	100	7,800	100

ライフライン被害				
通信（固定・携帯電話）			都市ガス	
不通回線数 （回線）	不通回線率 （％）	停波基地局率 （％）	供給停止戸数 （戸数）	供給停止率 （％）
760	48	0	—	—

交通施設被害			生活への影響	
道路 （緊急輸送）	鉄道	港湾	避難者数	
被害箇所 （箇所）	被害箇所 （箇所）	被害箇所 （箇所）	避難所 （人）	避難所外 （人）
*	—	*	510	340

災害廃棄物		その他の被害（定量的手法）			
災害廃棄物等		エレベータ 閉じ込め	危険物		
災害廃棄物 （トン）	津波堆積物 （トン）	停止数 （棟数）	火災 （箇所）	流出 （箇所）	破損等 （箇所）
4,100	40,000 ～ 64,000	*	*	*	*

※表中の「*」は少ないが被害がある、「—」は該当なし

・ ライフライン等の被害数の推移

1 復旧日数

(1) 上水道

①断水人口

供給人口	断水人口				
	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
3, 200	3, 200	2, 200	2, 100	2, 000	2, 000

②断水率

断水率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
100%	67%	65%	63%	61%

③復旧率

復旧率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
0 %	85%	91%	95%	99%

(2) 下水道

①機能支障人口

下水道処理人口	支障人口				
	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
3, 200	3, 200	2, 700	1, 200	810	810

②機能支障率

機能支障率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
100%	84%	38%	25%	25%

③復旧率

復旧率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
0 %	21%	84%	100%	

(3) 電力

①停電件数

電灯件数	停電件数				
	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
7, 800	7, 800	5, 600	5, 200	5, 200	5, 200

②停電率

停電率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
100%	72%	66%	66%	66%

③復旧率

復旧率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
0 %	82%	99%	100%	

(4) 通信

①固定電話の不通回線数

固定電話の 回線数	不通回線数				
	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
1,600	760	300	200	200	200

②固定電話の不通回線率

不通回線率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
48%	19%	13%	13%	13%

③復旧率

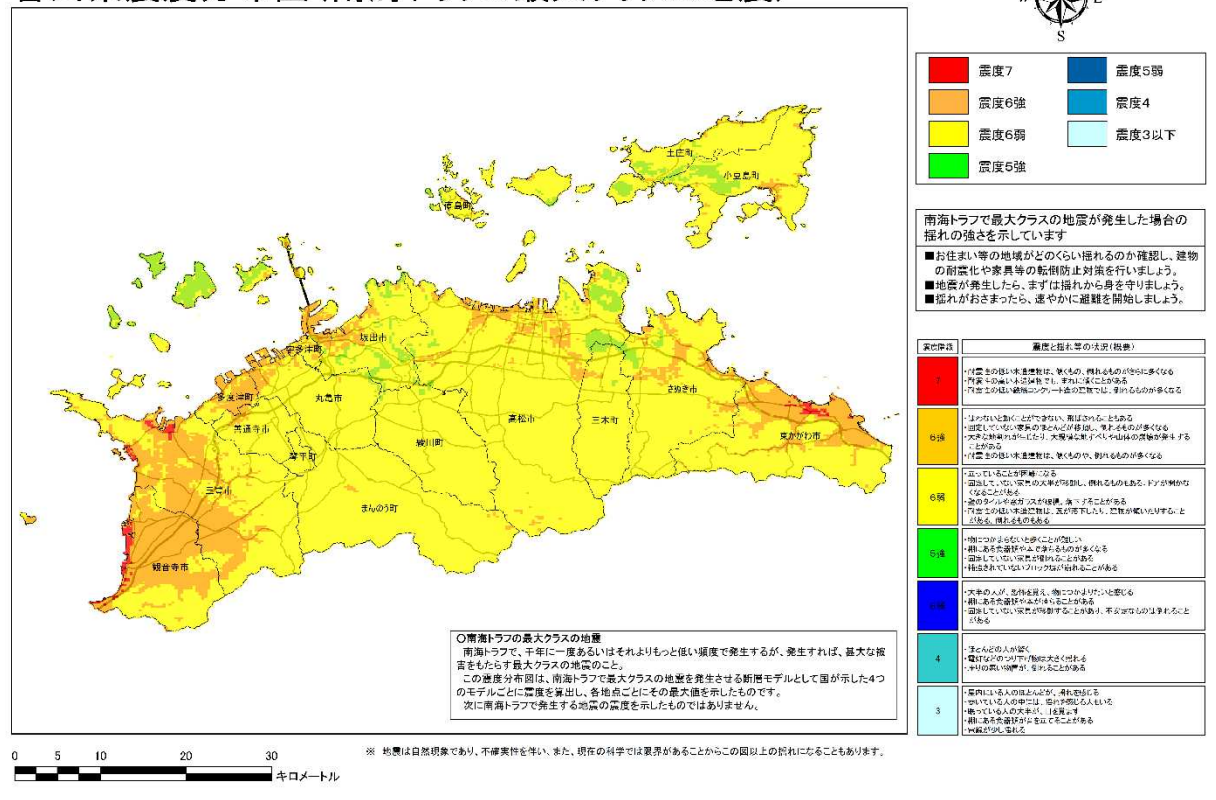
復旧率				
発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後
0%	82%	99%	100%	

2 生活への影響（避難者数）

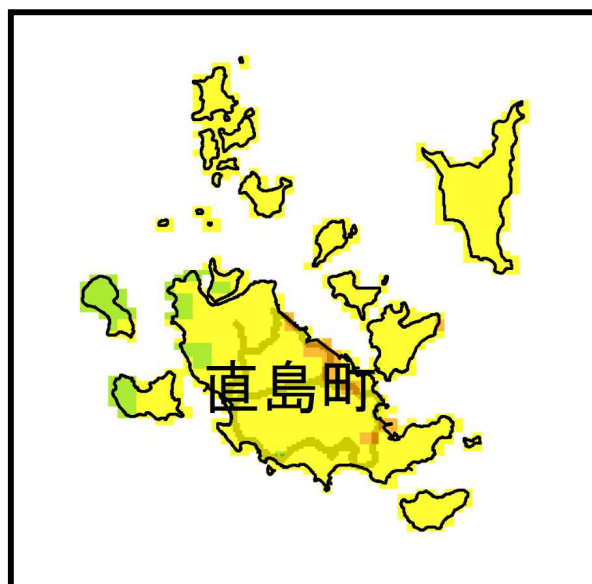
当日・1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計
510	340	850	420	170	590	540	1,300	1,800

※表中の「*」は少ないが被害がある、「－」は該当なし

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)

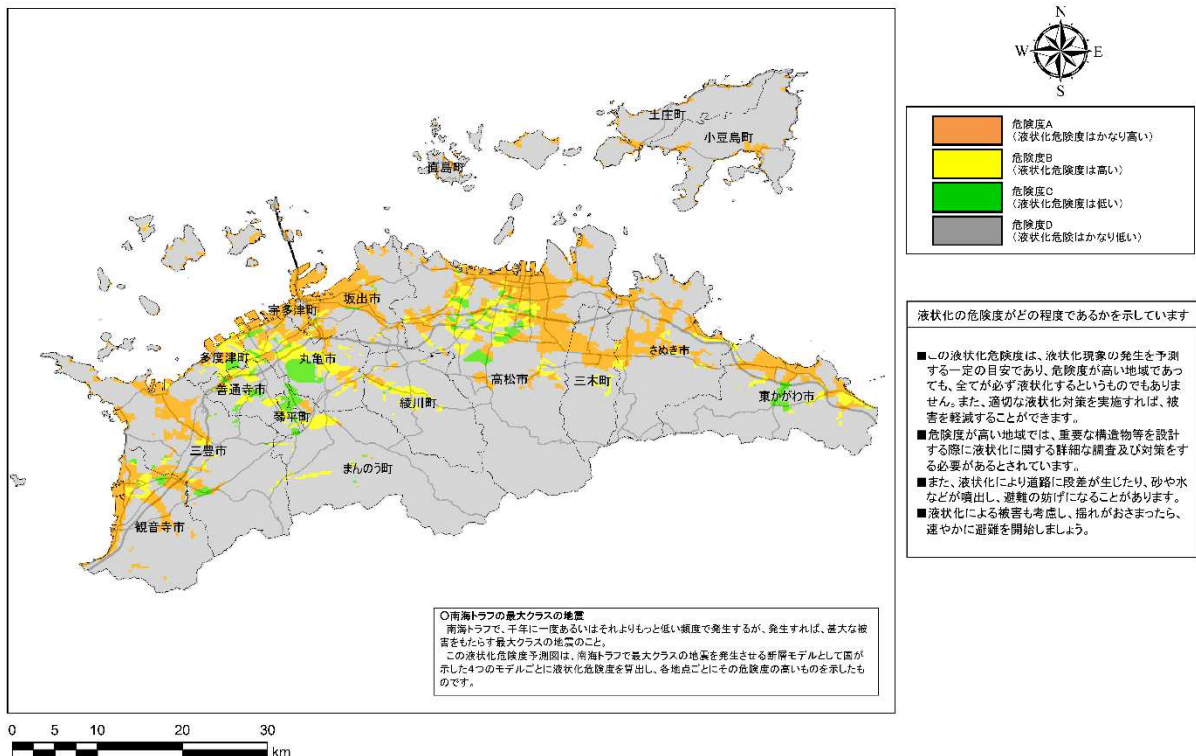


※町内ほとんどが震度6弱（黄色）の想定

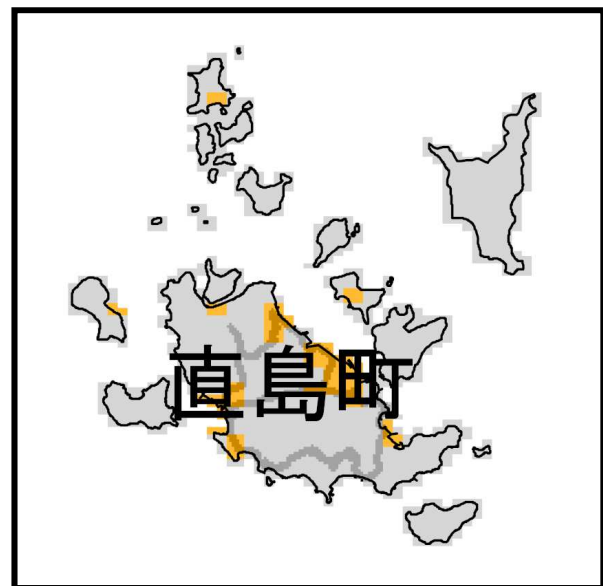


(図引用) 香川県地震・津波被害想定(第四次公表)

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



※町内沿岸部で液状化危険度が
かなり高い想定



(図引用) 香川県地震・津波被害想定(第四次公表)

・台風、局地的な集中豪雨による大規模な風水害

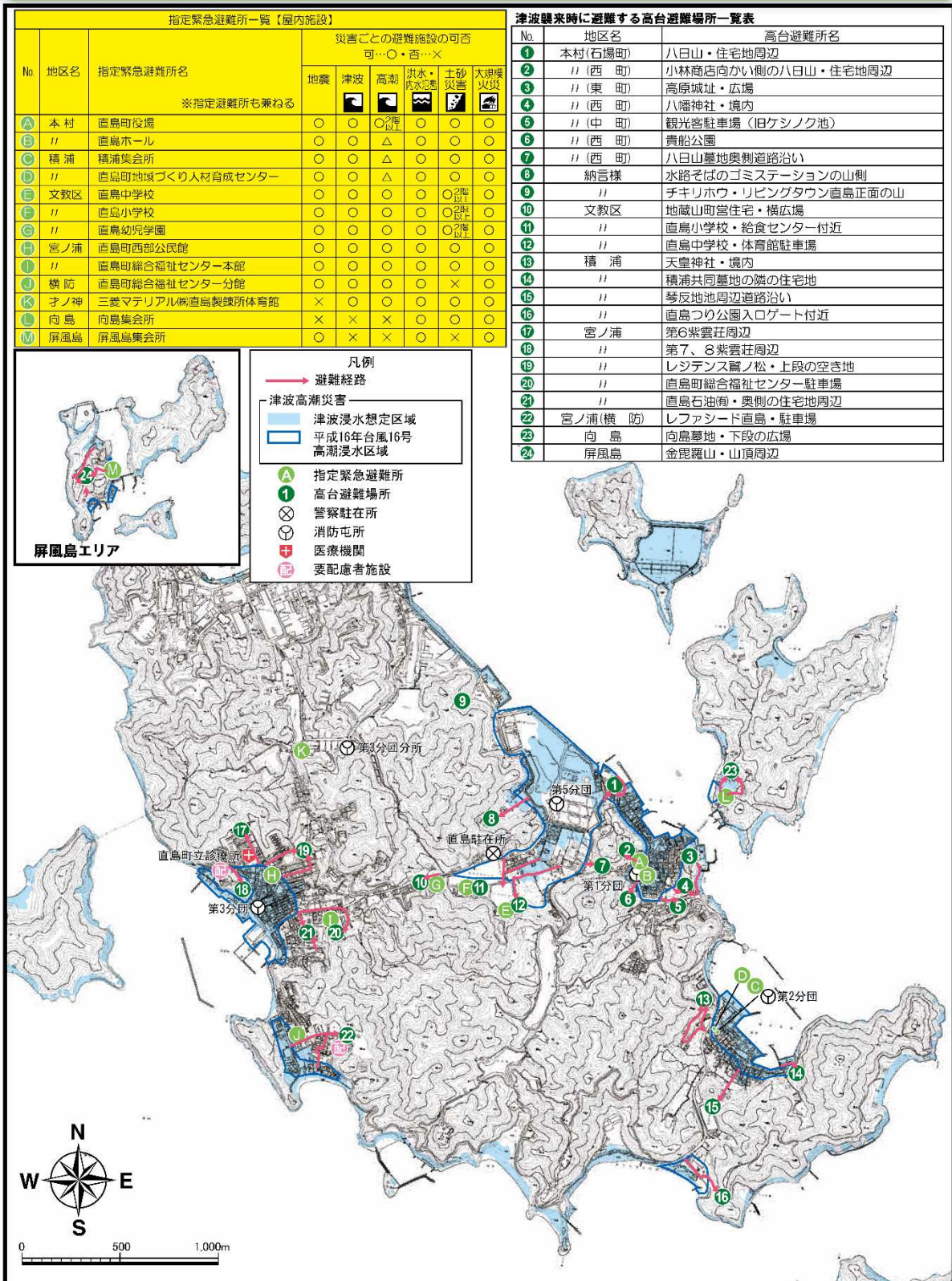
香川県に限らず日本全国で台風や局地的な集中豪雨による大規模な風水害が深刻化している。

本町は大きな河川はないが、台風接近前から台風通過後まで町内各所の側溝の排水を行うことで内水氾濫に対応している。しかし、平成 16 年台風 16 号は台風接近と満潮が重なり、波浪や高潮の影響で排水が十分にできず道路等が浸水する被害が発生し、同年台風 23 号では、町内で土砂崩れが複数箇所が発生した。また、高潮については、最悪の事態を想定し、日本に上陸した既往最大台風である「室戸台風（910hPa）」、移動速度は「伊勢湾台風（73km/h）」（確率規模 500～数千年程度）により、海岸堤防及び水門は全て決壊する想定で、次のようにハザードマップを作成した。

直島町ハザードマップ【津波災害に対する避難路一覧表】

【津波災害から身を守るために知っておきたいポイント】

- 海岸で大きな揺れを感じたり、津波注意報・警報が発令された場合は、すぐに高台に避難しましょう。
- 過去の浸水区域や津波浸水想定区域だけを過信せず、より高い安全な場所に避難しましょう。



直島町ハザードマップ【土砂災害に対する避難路一覧表】

【土砂災害から身を守るために知っておきたい3つのポイント】

土砂災害から身を守るためには、一人ひとりが日頃から備えておくことが重要です。（“3つのポイント”を確認してください。）

① ご自宅の場所が「土砂災害警戒区域等」かどうか確認する。

普段から自分の家などが土砂災害危険箇所にあるかどうか、香川県や町が出している情報などで確認しましょう。

② 強い雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。

この情報は、香川県と地元気象台が共同発表する防災情報です。気象台や県のホームページのほか、テレビやラジオ等でも確認できます。

③ 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する。

気象台から町に情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。また、お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難することが大事です。また、どうしても避難場所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するかそれも難しい場合は、家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

No.	地区名	指定緊急避難所名	災害ごとの避難施設の可否 可…○・条件により可…△・否…×					
			地震	津波	高潮	洪水・ 内水氾濫	土砂 災害	大規模 火災
※指定避難所も兼ねる								
A	本 村	直島町役場	○	○	○ ^{234 以上}	○	○	○
B	〃	直島ホール	○	○	△	○	○	○
C	横 溝	横溝集会所	○	○	△	○	○	○
D	〃	直島町地域づくり人材育成センター	○	○	△	○	○	○
E	文教区	直島中学校	○	○	○	○	○ ^{234 以上}	○
F	〃	直島小学校	○	○	○	○	○ ^{234 以上}	○
G	〃	直島幼児学園	○	○	○	○	○ ^{234 以上}	○
H	宮ノ浦	直島町西部公民館	○	○	○	○	○	○
I	〃	直島町総合福祉センター本館	○	○	○	○	○	○
J	横 防	直島町総合福祉センター分館	○	○	○	○	×	○
K	オノ神	三菱マテリアル株直島製錬所体育館	×	○	○	○	○	○
L	向 島	向島集会所	×	×	×	○	○	○
M	屏風島	屏風島集会所	○	×	×	○	×	○

凡例

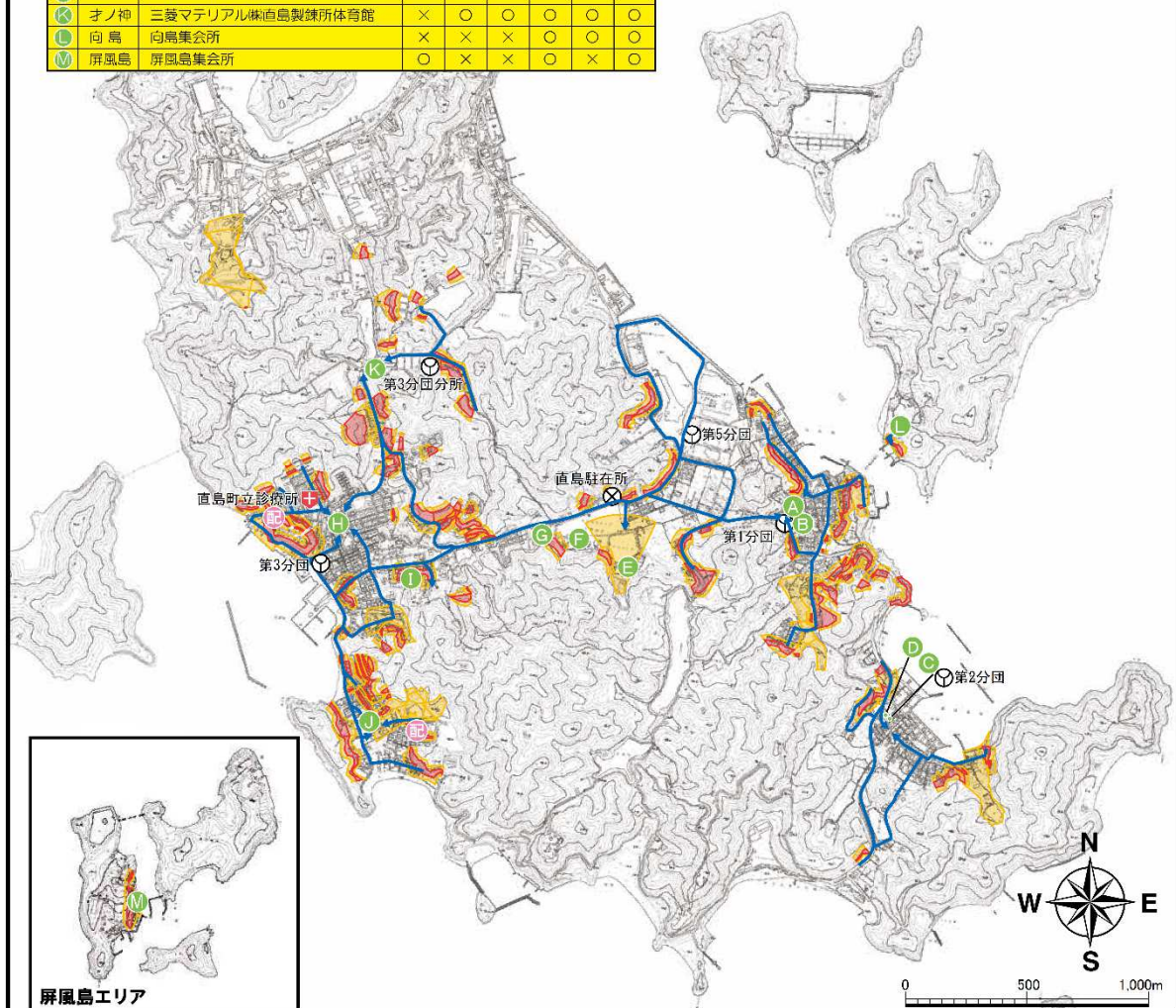
→ 避難経路

土砂災害

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

指定緊急避難所

- 警察駐在所
- 消防屯所
- 医療機関
- 要配慮者施設

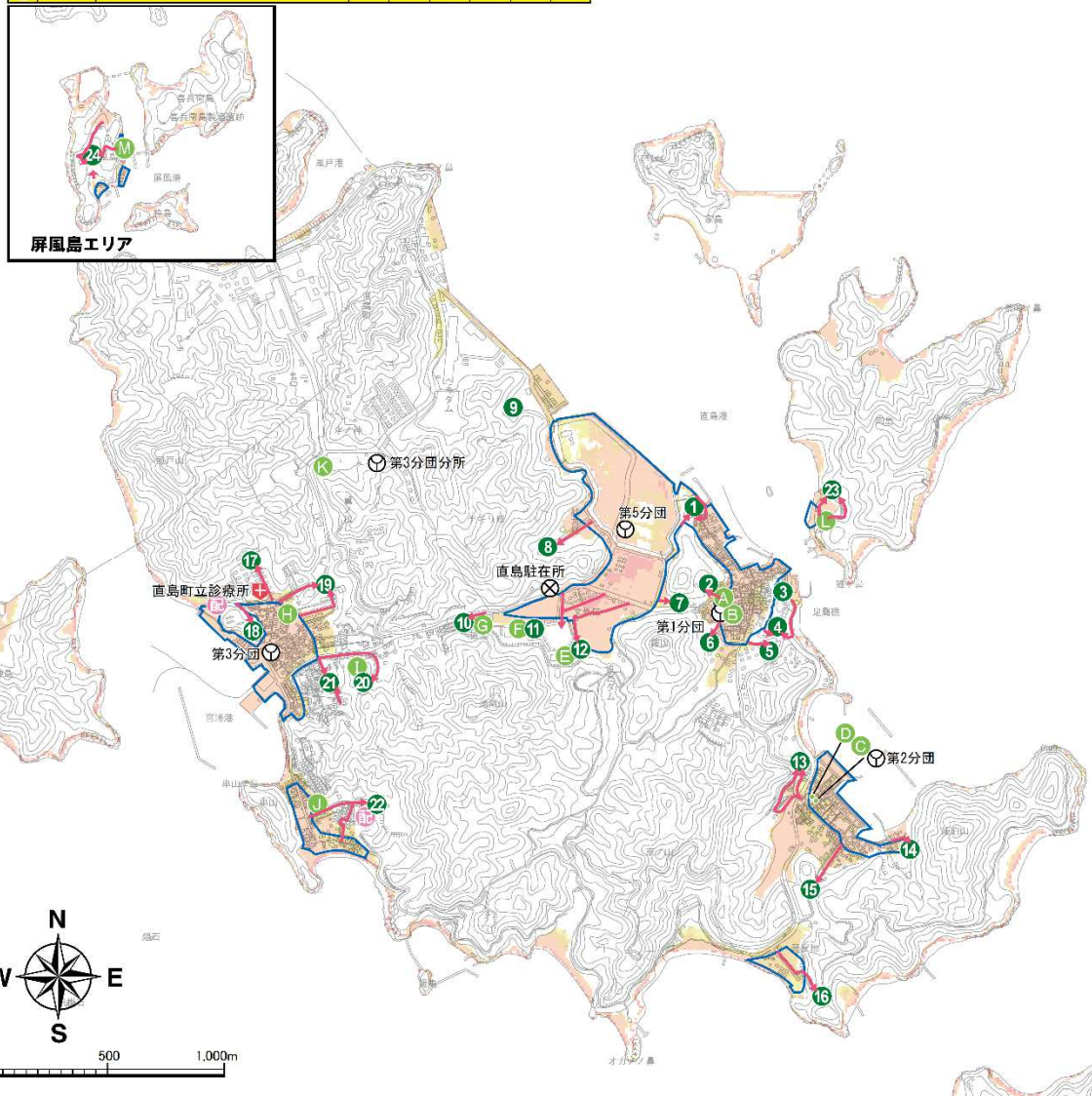
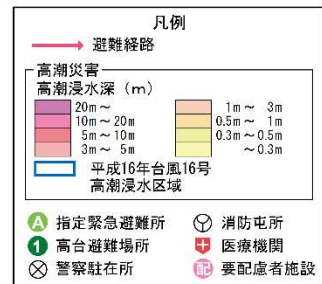


直島町ハザードマップ【高潮災害に対する避難路一覧表】

【高潮災害から身を守るために知っておきたいポイント】

○高潮警報等が発令された場合は、平成16年台風16号高潮浸水区域や高潮浸水想定区域図を参考に、避難をしましょう。
○約30cmの水深で避難行動がとれなく(動けなく)なります。動きやすい格好で2人以上での行動を心がけましょう。水深1m以上になると歩いて避難することは困難です。
○約30cmの水深で自動車は動けなくなります。車の使用は避けてください。(自動車は水深30cmを越えると電気系統が壊れる恐れがあります)

指定緊急避難所一覧【屋内施設】			災害ごとの避難施設の可否 可…○・条件により可…△・否…×					
No.	地区名	指定緊急避難所名	地震	津波	高潮	洪水・ 内水氾濫	土砂 災害	大規模 火災
※指定避難所も兼ねる								
A	本 村	直島町役場	○	○	○ 条件により可	○	○	○
B	〃	直島ホール	○	○	△	○	○	○
C	横 浜	横浦集会所	○	○	△	○	○	○
D	〃	直島町地域づくり人材育成センター	○	○	△	○	○	○
E	文教区	直島中学校	○	○	○	○	○ 条件により可	○
F	〃	直島小学校	○	○	○	○	○ 条件により可	○
G	〃	直島幼稚園	○	○	○	○	○ 条件により可	○
H	宮ノ浦	直島町西部公民館	○	○	○	○	○	○
I	〃	直島町総合福祉センター本館	○	○	○	○	○	○
J	横 浜	直島町総合福祉センター分館	○	○	○	○	×	○
K	オノ祇	三菱マテリアル㈱直島製錬所体育館	×	×	○	○	○	○
L	向 島	向島集会所	×	×	×	○	○	○
M	屏風島	屏風島集会所	○	×	×	○	×	○



第4章 脆弱性評価及び対応案

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、基本計画や県計画、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生
		1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 長期にわたる孤立の発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力や燃料等の機能停止
		6-2 上水道等の供給停止や污水处理施設等の機能停止
		6-3 海のネットワークが分断する事態
		6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う町内での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		8-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-3 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性の評価結果及びその対応策

設定した34の「起きてはならない最悪の事態」について、脆弱性を評価するとともに、その対応策について検討した結果を次に示す。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
脆弱性評価		対応策
①（住宅・建築物の耐震化） 南海トラフ巨大地震等が発生した場合、町内における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定される。 ②（公共施設等の耐震化） 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。 ③（多数の人が利用する建築物の耐震化） 南海トラフ巨大地震等が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。 ④（交通施設・沿道建物の耐震化） 南海トラフ巨大地震等が発生した場合、港湾・バス等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。		①（住宅・建築物の耐震化） 民間建築物について、住宅の家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・改修、道路等に面した危険ブロック塀の撤去等の整備により、住宅・建築物の耐震化を促進する。 ②（公共施設等の耐震化） 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。 ③（多数の人が利用する建築物の耐震化） 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。 ④（交通施設・沿道建物の耐震化） 港湾・バス等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死者の発生
脆弱性評価		対応策
①（防火対策の推進） 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定される。		①（防火対策の推進） 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

②（公立学校施設の長寿命化改修事業） 大規模地震が発生した場合、建築後 40 年以上経過した学校施設は、外壁等も老朽化しているため、モルタルの落下による人的被害が予想される。 ③（公共施設の長寿命化改修事業） 大規模災害が発生した場合、老朽化の進んでいる施設に関しては、設備等の破損により長期的に施設が使用できなくなることが予想される。	②（公立学校の長寿命化改修事業） 屋内・屋外の内外壁改修を行うことで、学校施設として、また避難所としての機能を確保する。 ③（公共施設の長寿命化事業） 施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。
--	---

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
脆弱性評価		対応策
①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等） 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定される。 ②（海岸堤防等の老朽化対策の推進） 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が予想される。 ③（津波避難計画等の住民周知等） 大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある。 ④（無電柱化等） 大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。		①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等） 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。 ②（海岸堤防等の老朽化対策の推進） 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。 ③（津波避難計画等の住民周知等） 建築物の破損・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。 ④（無電柱化等） 電柱の倒壊により道路交通が阻害されることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、町内における無

		電柱化を検討し、災害時も確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。
--	--	---

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生
脆弱性評価		対応策
①（治水対策の促進） 近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、甚大な浸水被害が懸念される。 ②（防災情報の提供） 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。 ③（内水対策） 異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。 ④（液状化危険度の高い地域への住民周知等） 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図る必要がある。		①（治水対策の促進） 甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、公共排水（雨水）の整備を促進する。 ②（防災情報の提供） 住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、町ホームページ、タブレット放送等による住民への広報を図る。 ③（内水対策に係る水防活動の担い手育成等） 広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、ハザードマップの周知により、町民の避難体制を確立するとともに、内水対策をより迅速に対応できる水防活動の担い手の育成を促進する。 ④（液状化危険度の高い地域への住民周知等） 液状化現象が発生するおそれがある土地区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
脆弱性評価		対応策
①（土砂災害対策の推進） 近年、気候変動の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震		①（土砂災害対策の推進） これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、人

の頻発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。 ②（治山事業の推進） 豪雨や地震の増加に伴って山林の崩壊など山地災害の発生が懸念される。 ③（ダムの補強対策等の促進） ダム及びため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。 また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。 ④（警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の周知） 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図る必要がある。	命を守るための砂防施設等の整備を促進する。 ②（治山事業の推進） 山地災害の発生を防ぐため、産地災害の恐れのある箇所について治山施設や森林の整備を推進する。 ③（ダムの補強対策等の促進） ダム及びため池の機能保持のため、効果的・効率的な維持管理及び設備の更新を行う。 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを作成・周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。 ④（警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の周知） 県が指定した土砂災害警戒区域等について、町民に周知し、避難体制の整備を図る。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ、タブレット放送等による広報に努めていく。
---	--

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
脆弱性評価		対応策
①（要配慮者の避難対策等） 道路や官公庁舎等の生活関連施設についてバリアフリー化を促進しておかなければ、高齢者や障がいのある人などの要配慮者の被害が拡大するおそれがある。 自主防災組織など地域の避難支援組織が機能していなければ、要配慮者への適切な避難支援が行き渡らず、避難行動等の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがある。		①（要配慮者の避難対策等） 高齢者や障がいのある人など、要配慮者の円滑な避難を実現できるよう、道路や官公庁舎等の生活関連施設のバリアフリー化の促進を検討する。 自主防災組織の結成促進や活動の活性化に努めるほか避難行動要支援者名簿を活用するなど、災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進める。

②（災害対策本部の情報収集及び発信等） 電気、通信網等の遮断により、被害状況の把握や避難勧告などの情報提供ができなくなり、多数の死傷者が発生するおそれがある。 ③（観光客等の避難対策） 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法等を検討する必要がある。	②（災害対策本部の情報収集及び発信等） 電気の遮断に備え、防災活動拠点の非常用電源の整備を進める。 通信網等の遮断に備え、通信手段の多重化・多様化を図るとともに、避難情報の発信手段についても多重化・多様化を図る。 ③（観光客等の避難対策） 交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。
---	--

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
脆弱性評価		対応策
①（水道施設の耐震化） 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。 ②（物資輸送ルート確保） 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命にかかわる物資供給が長期停止することが想定される。 ③（備蓄物資の供給体制等の強化） 町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行う必要がある。 ④（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備） 大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあり、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要がある。		①（水道施設の耐震化） 水道施設における被害の発生を抑制し、影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。 ②（物資輸送ルート確保） 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。 ③（備蓄物資の供給体制等の強化） 町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連絡や調整などを強化する。 ④（医療用資機材・医療用品等の供給体制の整備） 医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄） 大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。	⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄） 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、独自の備蓄を支援する。
---	--

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-2	長期にわたる孤立の発生
脆弱性評価		対応策
①（孤立発生の阻止） 大規模地震が発生した場合、発災直後に直ちに自立的に避難活動が行えるよう、また、町内の被害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図る必要がある。		①（孤立発生の阻止） 消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行い、自立的に避難活動が行えるよう、関係機関がそれぞれの役割を果たすことで、防災機能や共助体制の強化を図る。
②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命にかかわる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。		②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
脆弱性評価		対応策
①（消防等の体制等強化） 大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災・救助・救急事案等が同時に多発する可能性があり、消防・警察力が劣勢になることが想定されるため、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。		①（消防等の体制等強化） 火災・救助・救急事案等が同時に多発した場合の消防・警察力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を 着実に推進する必要がある。	②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を 推進する。
---	---

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
脆弱性評価		対応策
①（防災拠点施設のエネルギー確保） 防災拠点となる本庁について、非常用発電設備の燃料が不足し、防災拠点としての活動が維持できないおそれがある。		①（防災拠点施設のエネルギー確保） 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討のほか、浸水等により非常用発電機が機能しなくなった場合に備え、電力確保対策を実施する。 また、燃料の確保について関係事業者と協定締結を拡充する。
②（エネルギー供給ルートの確保） エネルギー供給ルートである緊急輸送道路の道路機能が喪失され、救助、救急、医療活動に支障をきたすおそれがある。		②（エネルギー供給ルートの確保） 緊急輸送道路において橋梁の耐震対策、維持補修、舗装道補修を進める。
③（消防団の機能強化） 町内の給油取扱所が被災し、消防団使用車両の燃料給油ができなくなるおそれがある。		③（消防団の機能強化） 燃料の確保について関係事業者と協定を拡充する。

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
脆弱性評価		対応策
①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄） 大規模自然災害時には、帰宅困難者が発生するおそれがある。		①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄） 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-6	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの手絶による医療機能等の麻痺
脆弱性評価		対応策
①（医療救護活動の体制整備） 大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、医療救護活動等の体制整備が必要である。 ②（災害対応マニュアルなどの見直し） 災害時の医療体制を確保するため、自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。 ③（救急救助体制の整備） 救急救助体制を充実・強化するため、災害時での救急対応ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。		①（医療救護活動の体制整備） 医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を促進する。 ②（災害対応マニュアルなどの見直し） 災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。 ③（救急救助体制の整備） 救急救助体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、ヘリコプターの臨時発着場の設定などにより、災害時の救出・救助、人員・物資輸送等について、県及び関係機関との連携を強化する。

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
脆弱性評価		対応策
①（感染症の発生・まん延防止） 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。 ②（下水道施設の耐震化） 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生のおそれがある。		①（感染症の発生・まん延防止） 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。 ②（下水道施設の耐震化） 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進する。

③（下水道整備区域以外の整備） 浸水被害、大規模地震等が発生した場合、下水道未接続の世帯において、疫病・感染症等の発生のおそれがある。 ④（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進） 避難所生活での感染症の流行等に備え、マスクや手指消毒液などを備蓄し、予防活動を継続的に行う必要がある。	③（下水道整備区域以外の整備） 被災に備え、合併処理浄化槽の整備を推進する。 ④（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進） 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。また、マスクや手指消毒液などを備蓄するとともに、家庭での備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。
--	--

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
脆弱性評価		対応策
①（良好な避難生活環境の確保） 多数の町民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足等の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性がある。		①（良好な避難生活環境の確保） 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める。

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	3-1	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価		対応策
①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。		①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

②（電力供給遮断時の電力確保） 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。 ③（BCP の見直し等） 業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。 ④（町役場のインターネット回線及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等） 町役場インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の発生に備えておく必要がある。	②（電力供給遮断時の電力確保） 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。 ③（BCP の見直し等） 業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。 ④（町役場のインターネット回線及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等） 町役場インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。
--	--

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
脆弱性評価		対応策
①（情報通信機能の耐災害性の強化等） 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合に備えておく必要がある。		①（情報通信機能の耐災害性の強化等） 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の多重化・多様化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
脆弱性評価		対応策
①（災害時情報提供の多重化） テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報や避難勧告などの情報が必要な者に伝達できなくなるおそれがある。		①（災害時情報提供の多重化） テレビ・ラジオ放送の中断等に備え、防災行政無線やタブレット放送等での情報伝達の多重化・多様化を図る。

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態	5-1	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
脆弱性評価		対応策
①（エネルギー供給を支えるインフラ対策） エネルギー供給ルートである緊急輸送道路の道路機能が喪失され、サプライチェーンの維持に支障が生じるおそれがある。 ②（エネルギー供給事業者の耐災害性の強化） エネルギー供給事業者の被災により、エネルギー供給が停止するおそれがある。		①（エネルギー供給を支えるインフラ対策） 緊急輸送道路において橋梁の耐震対策及び維持補修、舗装道補修を進める。 ②（エネルギー供給事業者の耐災害性の強化） エネルギー供給事業者において、実効性の高い事業継続計画の策定と着実な運用を進めるとともに、関連施設の計画的な耐災害性の向上を図る。

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
脆弱性評価		対応策
①（危険物施設の安全対策等の強化） 危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定される。 ②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化） 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがある。		①（危険物施設の安全対策等の強化） 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。 ②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化） 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災対策の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態	5-3	食料等の安定供給の停滞
脆弱性評価		対応策
①（備蓄物資の供給体制等の強化） 〔再掲 2-1-③〕		①（備蓄物資の供給体制等の強化） 〔再掲 2-1-③〕

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行う必要がある。 ②（緊急物資の輸送体制の構築） 大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行う必要がある。	町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連絡や調整などを強化する。 ②（緊急物資の輸送体制の構築） 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。
---	--

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態	6-1	電力や燃料等の機能停止
脆弱性評価		対応策
①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保の必要がある。 ②（再生可能エネルギー等の導入促進） 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保する必要がある。 ③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕 危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため。 ④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがある。		①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。 ②（再生可能エネルギー等の導入促進） 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を検討する。 ③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。 ④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災対策の強化を

		図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。
--	--	--------------------------

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態	6-2	上水道等の供給停止や污水处理施設等の機能停止
脆弱性評価		対応策
①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。		①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕 水道施設における被害の発生を抑制し、影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。
②（下水道施設の耐震化）〔再掲 2-7-②〕 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生のおそれがある。		②（下水道施設の耐震化）〔再掲 2-7-②〕 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進する。

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態	6-3	海のネットワークが分断する事態
脆弱性評価		対応策
①（港湾施設の防災対策） 海路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、港湾施設において、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図る必要がある。		①（港湾施設の防災対策） 緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。
②（漂流物等への対応） 大規模自然災害等の発生した場合、港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じるおそれがある。		②（漂流物等への対応） 漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、関係機関と連携して、速やかな障害物の除去等に努める必要がある。

事前に備えるべき目標	6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
脆弱性評価		対応策
①（防災インフラの維持管理・更新） 防災インフラの破損・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。		①（防災インフラの維持管理・更新） 防災インフラの機能保持を目的とした、中長期管理方針を定め、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-1	地震に伴う町内での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
脆弱性評価		対応策
①（密集市街地における消防力の確保） 道路が狭いことや隣接建物との空間が十分に無いこと、又は地震による障害物等により、消防団が災害現場に接近が難しく、消火活動が困難になり、大規模な火災に発展するおそれがある。 ②（災害対応のための出動環境整備） 初期の消防力が不足していることにより、大規模な火災に発展するおそれがある。 ③（住宅用火災警報器の設置促進） 密集市街地において火災の発見が遅れた場合、大規模な火災に発展するおそれがある。		①（密集市街地における消防力の確保） 密集地訓練・住宅防火査察の実施、出動体制の強化など消防活動上必要な対策を講じる。 ②（災害対応のための出動環境整備） 消防団員の増員に努める。 消防車両及び可搬ポンプの適正な配置に努める。また、消防車や救急車などを計画的に更新するとともに、新たな車両や予備車の確保に努める。 初期消火活動が積極的に行われるよう、自主防災組織や防災関係機関との連携により、初期消火、応急救護、避難誘導等の訓練を行い、防災行動力の強化を図る。 ③（住宅用火災警報器の設置促進） 戸別訪問を行って、設置及び維持管理の指導を徹底する。各種媒体を利用した広報活動を行う。

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
脆弱性評価		対応策
①（交通施設・沿道建物の耐震化） [再掲 1-1-④] 南海トラフ巨大地震等が発生した場合、港湾・バス等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。		①（交通施設・沿道建物の耐震化） [再掲 1-1-④] 港湾・バス等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
脆弱性評価		対応策
①（ダムの補強対策等の促進） [再掲 1-1-⑤] ダム及びため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。 また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。		①（ダムの補強対策等の促進） [再掲 1-1-⑤] ダム及びため池の機能保持のため、効果的・効率的な維持管理及び設備の更新を行う。 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを作成・周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃
脆弱性評価		対応策
①（農地浸食防止対策の推進） 豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。		①（農地浸食防止対策の推進） 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害をおさえるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。
②（鳥獣被害防止対策の推進） 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。		②（鳥獣被害防止対策の推進） 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱とした鳥獣の侵入防止や捕獲によ

		る個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。
--	--	------------------------------------

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
脆弱性評価		対応策
①（復興ビジョンの検討） 被災後、迅速かつ的確に復興計画を策定できないおそれがある。 ②（地籍調査の推進） 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となる。		①（復興ビジョンの検討） 迅速かつ的確に復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を整える。 ②（地籍調査の推進） 円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査のさらなる推進を図る。

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価		対応策
①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し） 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。 ②（ストックヤードの確保） 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。		①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し） 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。 ②（ストックヤードの確保） 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保し、2次処理簡素化のため廃棄物の種類ごとに指定の置き場を明確にするなどの対策を図る。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上） 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。	③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上） 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。
--	--

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-3	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価		対応策
①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保・育成） 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。		①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保・育成） 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価		対応策
①（応急仮設住宅建設候補地の検討） 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地の選定を行う必要がある。		①（応急仮設住宅建設候補地の検討） 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地の選定を行う。
②（災害時における応急仮設住宅の供給） 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。		②（災害時における応急仮設住宅の供給） 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。
③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）		③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。	災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。
---	--

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
脆弱性評価		対応策
①（コミュニティ力強化の支援） 災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。 ②（文化財の保護管理） 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。		①（コミュニティ力強化の支援） 災害時の町民の対応力を向上するため、自治会の活動支援のほか、自主防災組織による防災マップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。 ②（文化財の保護管理） 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

事前に備えるべき目標	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
脆弱性評価		対応策
①（迅速かつ的確な情報発信） 比較的軽い被害など支障がない状態であっても、出所不明情報等が拡散し、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる。		①（迅速かつ的確な情報発信） 災害発生時における誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、被害情報収集時に的確な情報を把握し、迅速かつ的確に提供する。

第3節 指標

対応策で示した本町の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No.	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	リスク シナリオ	分野
1	香川県緊急物資の備蓄マニュアルに基づき町が備蓄すべき食糧の総数	100%	100%	2-1 5-3	防災
2	備蓄倉庫の整備	3箇所	4箇所	2-1 5-3	防災
3	デジタル防災行政無線整備事業	同報・移動系拡充	同報・移動系拡充	4-1	防災
4	役場庁舎改修事業	—	1箇所	1-2 1-6 2-4	防災
5	職員住宅改修事業	—	6箇所	1-2	防災
6	集会所整備・更新事業	—	3箇所	1-2	防災
7	外新田団地外壁等改良事業	1棟2戸	4棟8戸	1-1	防災
8	町営家族用住宅整備事業	—	2棟4戸	1-1	防災
9	公営住宅等改修	—	12箇所	1-2	防災
10	急傾斜地崩壊対策事業	横防地区 擁壁工 42m 法面工 389 m ² 【県事業】	横防地区 擁壁工 150.2m 法面工 389 m ² 【県事業】	1-5	防災
		八日山地区 — 【県事業】	八日山地区 擁壁工 236m 法面工 4,000 m ² 【県事業】		
11	防災重点農業用ため池保全事業	1箇所	4箇所	1-5 7-3	防災
12	直島町民会館改修事業	—	1箇所	1-2	防災
13	人材育成センター改修事業	—	1箇所	1-2	防災

14	消防屯所 整備・更新事業	2 箇所	3 箇所	1-2	消防
15	消防団員の確保	104 人	135 人	7-1	消防
16	町道笠町 1 号線 道路改良事業	—	L=118.7m	2-1 2-2 5-1	道路
17	町道中筋 2 の 4 号線 道路改良事業	—	L=83.7m	2-1 2-2 5-1	道路
18	町道積浦 9 号線 道路改良事業	—	L=92.0m	2-1 2-2 5-1	道路
19	町道鷺ノ松 1 号線 道路改良事業	—	L=155.0m	2-1 2-2 5-1	道路
20	町道本村 49 号線道路 改良事業	—	L=112.4m	2-1 2-2 5-1	道路
21	町道横防 2 号線 道路改良事業	—	L=79.5m	2-1 2-2 5-1	道路
22	県道北風戸積浦線 道路改良事業 【県事業】	—	L=250.0m	2-1 2-2 5-1	道路
23	町道本村 55 号線橋架 替事業	—	1 橋	2-1 2-2 5-1	道路
24	港湾改修事業等 (直島港、宮浦港) 【県事業】	直島港(納言様・新田)護岸工 —	直島港(納言様・新田)護岸工 721m	1-1 6-3	港湾
25	地震津波高潮等対策 整備事業等(直島港、 宮浦港) 【町及び県事業】	L=118.0m【町事業分】	L=785.7m【町事業分】 L=770.3m【県事業分】	1-1 6-3	港湾
26	宮浦港ビジターバー ス整備事業(浮桟橋 工)	—	1 基	1-1 6-3	港湾

27	海の駅なおしま 改修事業	—	1 箇所	1-2	港湾
28	直島港ターミナル 改修事業	—	1 箇所	1-2	港湾
29	屏風港 1 号けい船堤 物揚場改良工事	L=23. 8m	L=43. 9m	1-3	港湾
30	漁港改修事業等 (積浦漁港、牛ヶ首漁 港)	—	2 箇所	1-3	漁港
31	浄化槽設置整備事業	79 基	85 基	2-7	廃棄物
32	廃棄物処理施設 改修事業 (焼却施設、資源化施 設、し尿受入施設、不燃 物最終処分場)	—	4 箇所	1-2 8-2	廃棄物
33	上水道施設改修事業 (鶴石受水場、直島浄 水場、海底送水管)	—	3 箇所	2-1 6-2	上水
34	浄化センター 改修事業	—	1 箇所	1-2 6-2	下水
35	下水道長寿命化事業	—	施設 1 箇所 設備 15 箇所	1-2	下水
36	雨水対策事業(積浦雨 水ポンプ場整備事業)	—	1 箇所	1-4	下水
37	文教・納言様・宮ノ浦 雨水管渠改良事業	1 箇所	3 箇所	1-4	下水
38	火葬場整備事業	—	1 箇所	1-2	環境
39	総合福祉センター 改修事業(本館・分館)	—	2 箇所	1-2	福祉
40	小学校改修事業(避難 経路確保・非構造部材 改修・エアコン設置・ 内外壁面改修等)	—	1 校	1-1 1-2 3-1	学校

41	中学校改修事業(避難経路確保・非構造部材改修・エアコン設置等)	—	1 校	1-1 1-2 3-1	学校
42	幼児学園改修事業(非構造部材改修・エアコン設置等)	—	1 園	1-1 1-2 3-1	学校
43	教職員住宅改修事業	—	1 箇所	1-2	学校
44	西部公民館改修事業	—	1 箇所	1-2	社教
45	町立診療所医療機器等整備・更新事業	—	—	2-1	病院
46	町立診療所改修事業	—	1 箇所	1-2	病院
47	医師・看護師宿舍改修事業	—	4 箇所	1-2	病院
48	つつじ荘改修事業	—	1 箇所	1-2	観光
49	つり公園改修事業	—	1 箇所	1-2	観光
50	民間住宅耐震対策支援事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	耐震診断 14 件 耐震改修工事 3 件 簡易耐震改修工事 1 件	耐震診断 20 件/年 耐震改修工事 5 件/年 簡易耐震改修工事 2 件/年 耐震シェルター設置 1 件/年	1-1	民間
51	民間危険ブロック塀等撤去補助事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	民間危険ブロック塀等撤去 27 件	民間危険ブロック塀等撤去 50 件/年	1-1 7-2	民間
52	家具類転倒防止対策促進事業	9 件	20 件	1-1	民間
53	横防公園改修事業	—	1 箇所	1-3	公園
54	商業・観光交流複合施設等整備事業	—	1 箇所	1-1 5-3	商業 観光

第5章 本計画の推進

第1節 町の他の計画等の見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。